

最高裁人任E第410号

(人いー7)

平成4年4月28日

高等裁判所長  
地方裁判所長  
家庭裁判所長  
最高裁判所事務総局局課長  
司法研修所長  
裁判所書記官研修長  
家庭裁判所調査官研修所長  
最高裁判所図書館長

最高裁判所事務総長 千種秀夫

裁判所職員の赴任期間について（依命通達）

標記の期間について下記のとおり定めましたから、これによってください。

なお、所属の職員（地方裁判所にあっては、管轄区域内の簡易裁判所及び検察審査会の職員を含む。）にこの旨を周知させてください。

記

- 採用又は人事異動の発令を受けた裁判所職員の赴任期間は、その通知を受けた日の翌日から起算して次の表に定める期間とする。ただし、この期間の最終日又は最終日及びこれに引き続く日が裁判所の休日にに関する法律（昭和63年法律第93号）第1条第1項に規定する裁判所の休日にあたる場合の赴任期間は、その翌日までとする。

住居を移転するとき	10日
住居を移転しないとき	5日

- 赴任期間内においても、できる限り速やかに着任するものとする。
- 公務上の必要その他やむを得ない事由により赴任期間内に着任できない場合には、あらかじめ、赴任期間の延長について、裁判所の長を命ぜられた者にあって

は当該裁判所の直近上級裁判所の長の承認を、その他の職を命ぜられた者にあっては着任すべき裁判所（簡易裁判所及び検察審査会にあっては、その所在地を管轄する地方裁判所）の長の承認を得るものとする。ただし、あらかじめ承認を得ることができない正当な理由がある場合には、着任後直ちに承認を得るものとする。

#### 付 記

- 1 この通達は、平成4年5月1日から実施する。
- 2 昭和53年1月28日付け最高裁人任E第68号事務総長依命通達「裁判所職員の赴任期間について」は、平成4年4月30日限り、廃止する。